

議案第37号

守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案

守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

守口市子ども・子育て会議設置条例（平成25年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 略 （1） 子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事項 （2） 略 以下 略	（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 略 （1） 子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事項 （2） 略 以下 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。